

2016年1月4日

各位

東北労働金庫

「遺言信託・遺産整理」の取次業務開始について

東北労働金庫では、このたび株式会社山田エスクロー信託と業務提携し、2016年1月4日より「遺言信託・遺産整理」の取次業務を、下記のとおり開始いたします。

記

1. 業務提携の趣旨

近年の高齢化社会を背景に拡大する財産承継に係るお客さまのニーズに応えるため、相続業務の豊富な経験・専門性を有する株式会社山田エスクロー信託との業務提携を行い、「遺言信託業務」、「遺産整理業務」をお客さまに提供してまいります。

2. 取次業務の内容

(1) 遺言信託業務

遺言に関するご相談、遺言書の作成助言および保管、遺言の執行を一括してお引き受けいたします。

(2) 遺産整理業務

相続財産の調査・財産目録の作成・遺産分割協議書作成のお手伝い・換金および名義書換まてを相続人にかわってお引き受けいたします。

※(1)(2)ともに㈱山田エスクロー信託の商品であり、東北ろうきんは媒介(商品のご紹介と情報のお取次ぎ)を行うことから、契約の当事者は「お客さま」と「㈱山田エスクロー信託」となります。

※「遺言信託業務」「遺産整理業務」には㈱山田エスクロー信託所定の手数料がかかります。

3. 提携先の概要

1	商号	株式会社山田エスクロー信託
2	本店所在地	横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜STビル15階
3	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 篠笛 弘一
4	事業内容	管理型信託事業
5	資本金の額	2億円

4. 取次業務開始日

2016年1月4日(月)

5. 取扱店舗

東北労働金庫の本支店において「遺言信託業務」「遺産整理業務」の提供をいたします。

以上

〔本件に関するお問い合わせ先〕

東北労働金庫 プライベートセンター室 菊池、生居

TEL 022-723-1330

■ 《東北ろうきん》からのお知らせ

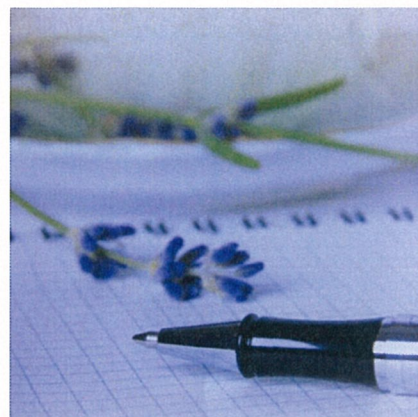
業務提携先：(株)山田エスクロー信託

— 相 続 関 連 業 務 —

遺言信託業務 遺産整理業務 取次のご案内

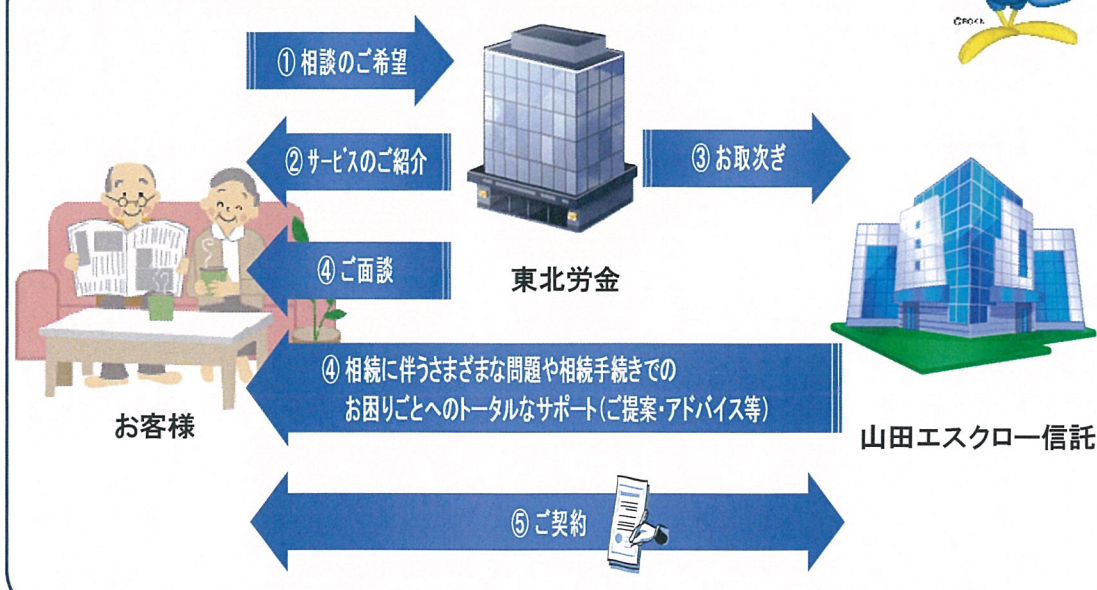
高齢者の資産の蓄積、保有財産や生活の多様化、核家族化の進展などにより、財産の承継をスムーズに行う有効な手段として、「遺言信託」「遺産整理」をはじめとする相続対策が注目されています。

《東北ろうきん》では、このようなお客さまのご要望にお応えしたく、このたび、相続関連業務の取次を開始いたしました。ぜひご相談ください。



- ◇「遺言信託業務」「遺産整理業務」は、(株)山田エスクロー信託の業務であり、《東北ろうきん》は業務提携店として業務のご紹介と情報のお取次を行います。
- ◇ご契約の当事者は「お客様」と「(株)山田エスクロー信託」となります。
- ◇「遺言信託業務」「遺産整理業務」には(株)山田エスクロー信託所定の手数料がかかります。
(※詳しくは(株)山田エスクロー信託作成のパンフレットをご覧ください)

相続関連業務 取次の主なイメージ



お手続きの流れ

ご相談

《ろうきん》の職員が承ります

お手伝いできる内容の確認

お聞きした内容に基づき、最適なお手伝い方法についてご相談に乗らせていただきます

山田エスクロー信託をご紹介

相続に伴うお困りごとへの提案・アドバイス等をさせていただきます

お申込み

山田エスクロー信託との契約

信託会社が具体的な相続業務を遂行

遺言信託・遺産整理の業務について山田エスクロー信託が実務を行います

ご相談は、お近くの《ろうきん》窓口またはフリーダイヤル 0120-1919-62 までご連絡ください

遺言信託業務

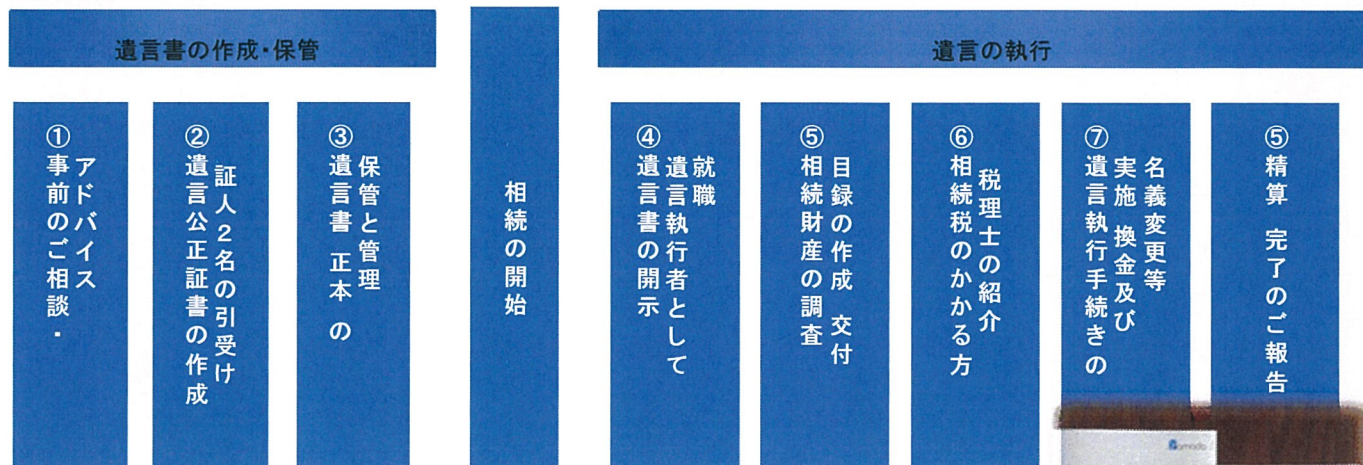
【商品概要】

「遺言信託業務」とは、遺言書により遺言執行者として信託会社を指定しておき、いざ相続が生じたときには、遺言執行者として指定してある信託会社が遺言書に記載されているとおりに財産の分割に関する手続きなどを行うサービスをいいます。

【このような方には遺言書の作成を】

- ◆子供がいないので、遺産のすべてを配偶者に相続させたい。
- ◆老後の世話をしてくれている子供に、より多くの財産を遺してあげたい。
- ◆障がいのある子や病弱な相続人の生活を考慮し、財産を分けたい。
- ◆再婚なので、先妻の子供と後妻の子供間の遺産の調整をしておきたい。
- ◆事業や農業、家業を後継者に継がせるための上手な配分をしておきたい。
- ◆世話になった相続人以外の人や団体に、財産の一部を遺贈したい。

【遺言信託業務のしくみ】



遺産整理業務

【商品概要】

「遺産整理業務」とは、お亡くなりになった方の財産の種類や内容を把握し、その財産を評価したうえで、相続人の方々の協議により財産を分割（換金及び名義変更）し、各相続人に分配する業務です。
〔相続人全員－委任者、信託会社－受任者〕

【このような場合にはご相談ください。】

- ◆相続手続きに不慣れであり、何をすべきかわからない。
- ◆財産の評価、財産の分け方（遺産分割協議）がわからない。
- ◆相続人、不動産などの財産が遠隔地、または、忙しくて手続きをする時間が取れない。
- ◆面倒な相続手続き、金銭や不動産等の換金及び名義変更等を安心できる第三者に任せたい。
- ◆戸籍謄本など必要書類の取得、司法書士や税理士の紹介など一括して相続手続きを任せたい。

【遺産整理業務のしくみ】

